

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案要綱

第一 支援決定期限の延長

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）が支援決定を行うことができる期限（機構の成立の日から二年以内）を、平成二十五年三月三十一日まで延長すること。（第二十五条関係）

第二 対象事業者に対する再生支援の完了期限の延長

機構が第二十五条第十項ただし書の認可を受けた事業者に対し支援決定を行った場合に当該支援決定に係るすべての再生支援を完了するよう努めなければならない期限（機構の成立の日から五年以内）を、平成二十八年三月三十一日まで延長すること。（第三十三条関係）

第三 附則

この法律の施行期日を定めること、改正前の株式会社企業再生支援機構法第二十五条第十項ただし書の認可を受けた者について所要の経過措置を設けること。（附則関係）